

企画競争に関する公告

下記のとおり企画競争に付します。

令和3年10月18日

支出負担行為担当官

金融庁総合政策局秘書課長 岡田 大

記

1. 企画競争に付する事項

海外のステーブルコインのユースケース及び関連規制（エンフォースメントを含む）分析に関する調査

2. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「役務の提供等」で関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）に誓約し、かつ遵守する者であること。
- (7) 当庁から提示する契約書（案）に合意すること。
- (8) 参加要領に定める提出書類を提出し、担当者の了解を得た者であること。
- (9) 公告期間中の個別説明参加申し込み期限までに、企画競争に関する個別説明を希望する旨を担当者に連絡し、個別説明を受けた者であること

3. 参加要領等の交付

新型コロナウイルス感染症への感染予防等の観点から、対面によらない参加要領等の交付、公募競争参加申込み等とする。

企画競争参加要領等の交付を希望する者は、下記のメールアドレス宛の電子メール本文にその旨記載し、令和3年10月28日（木）17時00分までに送信すること。

なお、電子メールには、所属・指名、参加要領の交付を希望する旨、参加要領の交付を希望する電子メールアドレスを明記の上、メールタイトルを「(入札件名)に係る参加要領送付の依頼(社名)」のような形式の分かりやすいものにして送信すること（電子メールが使用できない者については、適宜交付方法について相談すること）。

参加要領等の交付は、電子メールにて依頼者（担当者1名）へ返信するものとする。

メールアドレス：shunsuke.takahashi@fsa.go.jp

masamichi.narasaki@fsa.go.jp

masaki.hasegawa@fsa.go.jp

申込先：東京都千代田区霞が関3-2-1（中央合同庁舎第7号館14階1410室）

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

電話 03-3506-6000（内線 3985）

4. 企画競争に関する説明会（個別説明会）

- (1) 開催日時：令和3年10月18日（月）～令和3年10月29日（金）
（説明会の時間は参加申込者に対して当庁から通知する。）
- (2) 開催場所：Web 会議による方法にて開催する。
（個別説明会への参加方法は参加申込者に対して当庁から通知する。）
- (3) 説明事項：業務の趣旨、内容、日程等
- (4) 出席人員：1参加申込者当たり出席者は5名までとする。
- (5) 申込方法：参加を希望する者は、電子メール本文にその旨記載し、令和3年10月28日（木）17時00分までに、上記3. 記載の電子メールアドレスに送信すること。なお、個別説明会への参加は必須とする。

5. 企画競争参加申込書及び企画書等の提出期限

企画競争に参加を希望する者は、上記3. にて配布する参加要領等に記載された参加申込書を令和3年10月29日（金）17時00分までに、企画書等を令和3年11月4日（木）17時00分までに電子メール又は郵送（必着）にて提出すること。

メールアドレス：上記3. と同様

所在地：上記3. と同様

受付時間：平日9：30～12：00及び13：00～17：00

提出書類：企画競争参加要領のとおり

申込要領：その他本件企画競争に関する詳細は、公示の日より上記にて配布する企画競争参加要領等によることとする

6. 企画書の無効

本公告に示した企画競争に必要な資格のない者の企画書は、無効とする。

7. その他

(1) 電子メールを使用する際の留意事項

- ・電子メールを送信した際又は当方が受信した際、電子メール以外の電話等による方法で、双方が送受信の旨を連絡・確認することとする（電話の場合：平日10:00～12:00、13:00～18:00）。
- ・当方向けの電子メールについては、1回で10メガバイトまでの情報（添付ファイルを含む）とすること。

(2) 企画競争参加申込書及び募集内容等の詳細については、3. 参加要領等の交付先まで照会すること。

以上